



# 守口市 消費生活センターくらしナビ

<市広報 令和5年3月号>

## 不用品回収サービスのトラブル

### 【事例】

転居で不用品を処分するため、インターネットで「定額パック料金1万円～」と広告している不用品回収業者に依頼した。一人暮らしで不用品も少ないので、高くても2万円程度だと思っていたが、引っ越し当日不用品を回収後、事業者から10万円請求された。高額過ぎる。

不用品回収サービスでは、広告を見て認識していたプラン内容と、実際の料金やサービスが大きく異なり、トラブルになるケースが多く見られます。

### <不用品回収サービスの注意点>

▽ 事前に見積もりをとり、契約内容をよく確認しましょう。

トラブル防止のためには、日程に余裕をもって、事前に見積もりを取り、回収条件を確認することが大切です。作業内容、料金を明確に出してもらい、追加料金の有無やキャンセル料も確認しましょう。

▽ 事前の見積もりとは異なる高額な料金を請求されたときは

当日は作業前に改めて料金や作業内容を確認しましょう。見積もりや作業内容の変更を提案されても、納得がいかないときは、作業をきっぱりと断わりましょう。

契約状況によっては、クーリング・オフができる可能性もありますので、早めに消費生活センターに相談しましょう。

▽ 不用品（廃棄物）の処分は市のごみ収集か市の許可業者に依頼しましょう。

事業者が、大型ごみ、引っ越しや片付けで出た多量排出ごみなどを一般家庭から回収するには、市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。廃棄物が少しでもあるときは、市のごみ収集か市の許可業者に依頼する必要があります。無許可業者に依頼すると、不法投棄される恐れもあります。事業者に依頼する場合は、依頼する前に、一般廃棄物収集運搬業の許可を得ているか確認しましょう。

### 助言



廃棄物対策課からのアドバイスです！

▽ 引っ越しなどで不用品を処分する予定があるときは

守口市でも、有料で大型ごみ（300円～1,800円/1点）多量排出ごみ（8,000円/収乗車1台、収乗車2台目以降4,000円/1台）の回収を行っています。回収方法については、市に問い合わせてみましょう。

また、エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象になります。適切に処理しましょう。（有料）市で収集・運搬を依頼する場合は別途3,500円/1台が掛かります。

詳しくはごみのコールセンターまで（06-6997-7766）

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）